

安中市森林經營管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林經營管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による經營管理実施権の設定を受ける民間事業者（次条第1号及び第4条第1項において「民間事業者」という。）の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、經營管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) 企画提案書の審査に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、安中市産業政策部長、安中市産業政策部農林課長、群馬森林管理署地域林政調整官、群馬県西部環境森林事務所長をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1号に規定する民間事業者の選定が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は安中市産業政策部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、安中市産業政策部農林課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、安中市産業政策部農林課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。